Ē				
2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働 者規 模
1	10~ 11	工場内でインソール (陸上スパイクの底) をグラインダーでのバフ加工中、突然 グラインダーの石が割れ、その破片で右手親指骨折と切り傷を負った。	74	1~9
1	17~ 18	コーティング機の原反巻き取り側にて原反カットをする際に、自分でカットス タートボタンを押した後、丸刃走行レール部に手を置いていたため両手を切っ た。	43	10~ 29
2	13~14	押出品製造現場で、シール材を一定長さに連続裁断作業をしている時に、シール 材が裁断刃に接着し、頻繁に跳ね返る現象があったので、安全カバーを外し、裁 断刃が剥き出しの状態となっており、シール材のセッティング直後に粘着剤が刃 に引っ掛かり、改善しようと裁断刃に指を入れて左手母指切創した。	59	100 ~ 299
3	15 [~] 16	工場でベタライザー(成形機器)の清掃中、スクリュー近辺を吹く時に滑りスク リューに挟まり、右手人差し指先1cm位を切断してしまった。 機器が完全に止 まっていない状態で作業してしまった。	29	50~ 99
3	12~13	工場内の金型で整形したゴム製品を取り出し易くする為に、エアーダスターガンを使用して高圧エアーをかけているが、ノズルとホースとを繋いでいるホースバンドが緩みホースが外れ、ホースが目の付近に当たった。	20	50~ 99
3	18~19	カレンダーロール機を使用してのフリクション作業(スダレの上にゴム層をのせる)時、シャフトに挿入されたスダレ(巻物)をセットした際に、回転時の落下防止としてストッパーで固定するが、両側ともストッパーに使用を忘れて始動させたため、スダレが落下し左足大腿部を負傷した。	44	100 ~ 299
4	14 ~ 15	工場内で樹脂プレス作業中に機械に異常が起き引っ掛かりが生じたため調整しようとしたとき、通常は手動に切り替えて調整するところ、自動のまま行ったた	20	10~ 29

		め、右手中指末節を機械に挟み粉砕骨折した。		
4	6~7	金型が途中で止まり閉まりきらなかったため監督者が対応したが再度停止したた		100
		め、不具合箇所を説明する際に指で指し示していた時に残圧で金型が閉まり左手	28	~
		人差し指を負傷した。		299
4	23~	化繊コードを連動にて貼り付け中に、本来上下に離れているコードが密着したの		100
		で、それを剥がそうとして手で触れたとき、ローラーシャフトとコードの間に左	21	~
	24	腕を巻き込まれ、左前腕を開放骨折した。		299
	2~3	5工場ビード部補強材成型機で角度替えのため、ガイドを左から右へ切り替えよ		1000
5		うと右手でボルトを六角レンチで緩めている時に、急に緩んだため、支えていた	52	~
		左手を捻った。		9999
	2~3	タイヤを加硫する加硫機で、加硫の際に使用するブラダー(タイヤの内面の圧力		
		を維持するための風船状のもの)の交換作業を実施中、取り付けたブラダーの下		1000
5		部を清掃する為、水圧で上昇状態であったブラダーを下降ボタンを押して下降さ	26	~
		せた。 その際、被災者は下降しているブラダーと加硫機の底面に右手親指を挟ま		9999
		れた。		
	22~ 23	工場内インジェクション機械で金型から製品を取り出す作業を行っていたとき、		
5		中金型が貼り付いたままであることに気が付かないまま、製品を取ろうとし、中	37	
		金型が落下し負傷した。		49
7		材料切断場所で太めの材料を切断している時に、通常であれば、材料が刃に当		
	14~15	たった際に引くのだが、押し出していた材料が、少なかったのか、刃が材料を		10~
		滑った様になり、材料がくねり、材料を持っていた右手が、刃の方へ持って行か	68	29
		れ手が返され、親指が刃の固定ボルトに押しつけられ骨折した。		
		切断機の中の払出ロールにゴムが詰まり、取り出しが出来なかった。 この場合、		
	11~	モータのスイッチを切り止めて取り出し作業を行うか、クラッチを外し詰まった		1 ^
9	12	ゴムを取り出す必要があった。 しかし、このどちらの操作も行わず機械の稼働中	36	1~9
		に、指をカッターの間に入れてしまった。		
		加硫缶から台車に載ったゴムロールをワイヤーで引き出した後、床に埋め込まれ		

9	16~ 17	たドラムにワイヤーをきれに巻き取る際、ワイヤーを持ったまま巻き取り機に右手中指先端を挟み裂傷した。 2人作業でひとりはワイヤーを持ち、ひとりは巻き取り機のリモコン操作をしていた、本来、ワイヤーの終端を持つべきところ、中間付近を持ち巻き取ったため、持ち替えることができなかったことと、巻き取り機のリモコン操作をしていた者との作業についての疎通が図れなかったことで事故となった。	25	30~ 49
10	14~ 15	ゴム成型工場にて、ゴムパッキン製造のための前準備としてのゴム用切断裁断機にて操作・作業中、機械の完全停止確認を怠りゴム生地裁断後の残りの材料を取り出そうとしたため、ゴム裁断刃がおりて来た処、右手親指の先5mm程度を切断した。	31	50~ 99
11	10~ 11	プレフォーマー(ゴム押出機)での作業時、ポンプ停止後、扉の中の治具の傾斜に気付いて取り出そうとした際、真上に停止していた回転式のカッターの刃が振動により落下し、右手人差し指と中指を負傷した。	65	50~ 99
11	13~ 14	作業場内で、製品に切り込みを入れる作業中、製品の刃によって切り込みを入れる道具を使用している時、製品を必要よりも深く持ってしまったため刃物を降ろした際、右手の指を切断してしまう状況になった。 当社では本来、鎖の手袋を装着して作業を行うが、当日は、納期が近く2人体制で作業を行っており鎖の手袋は1つしか備えていなかったため、被災労働者は装着していなかった。 右手中指先端切断と出血。	27	30~ 49
11	22~ 23	工場4階RAK成型機2号において、トップトレッドの貼り付けジョイント後ステップボタンを押し自動ステッチングを開始した。 その時、プライコード先端がドラム上に垂れ下がっていたので修正の為、左手で先端を掴みエプロンガイドに戻そうとしたところ、PLYが生タイヤに接触し、左腕がPLYごとトラムに巻き込まれ、その反動で前のめりになり、顔面をエプロンガイドにぶつけた。	33	1000 ~ 9999
12	9~10	当社2階包装資材加工場において、本人は製袋機でエアーセル袋を加工中、熱で製品がバールにつき、その詰まった物を取り除こうとした。 機械を止めずに、入れてはいけない奥の部分へ左手を入れたため、バールに挟まって負傷した。	49	10~ 29

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206 11.html